

東京都立大学授業料分納取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都立大学学則（以下「学則」という。）第60条第3項及び東京都立大学大学院学則第38第2項に基づき、授業料分納の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

(分納の対象学生)

第2条 分納により授業料を納付することができる者は、東京都立大学の正規学生であり、かつ、学則第55条に規定する各期の授業料の納付が困難な者のうち、次の各号の一に該当する者とする。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

一 経済的理由により授業料の納付が極めて困難である以下のいずれかに該当する者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護世帯に属する者
又は大学進学に伴い保護世帯から世帯分離した者

ロ 生業不振又は失業等のため世帯の生計が困難である者

二 特段の事情に基づく以下のいずれかに該当する者

イ 申請に係る授業料納付期限の日から遡って6月以内（入学初年次生については1年以内）に、本人又は学資負担者の住居が災害により全壊又は半壊したことにつき市町村長の証明を受けた者

ロ その他学長がやむを得ない事情があると認めた者

(分納の方法)

第3条 分納の申請、決定、審査及び取消については、本要綱に定めのある事項を除き、東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱（以下「減免要綱」という。）中の「減免」を「分納」に読み替えたうえでこれによる。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

(分納の申請)

第4条 分納により授業料を納付しようとする者は、減免の申請とあわせて分納申請をすることができるものとする。

(分納の決定)

第5条 分納は、学期分の授業料について、三等分の上でそれぞれについて納付

期限を定めるものとする。

2 前項に定める分納の各納付期限については、下表に定めるとおりとする。

分納期	前期	後期
第1回分納期	6月30日	11月30日
第2回分納期	7月15日	12月15日
第3回分納期	7月31日	12月28日

(分納の審査基準)

第6条 分納により授業料を納付することができる者は、減免要綱第6条第3項に定める減免算定基準額の学生及び生計維持者全員の和が721,500円未満である者とする。

(取消)

第7条 学長は、分納の決定を受けた者が減免要綱に定める場合のほか、第5条第2項に定めた授業料の各納付期限までに授業料を納付しなかった場合は、学生委員会の議を経てその決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 (平成17年4月1日17首都大学学第2号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月27日26公大首学学第578号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日31公大首学学第480号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日5都立大管学生第551号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。